

## 火葬場

[問 環境政策課](#)

### 火葬場の使用料金

| 使用区分               |              | 単位                  | 使用料(円)  |         |
|--------------------|--------------|---------------------|---------|---------|
|                    |              |                     | 本町住民の方  | 左記以外の方  |
| 遺体・<br>その 他<br>の火葬 | 12歳以上        | 1体につき               | 20,000円 | 80,000円 |
|                    | 12歳未満        | 1体につき               | 10,000円 | 60,000円 |
|                    | 死産児          | 1胎につき               | 5,000円  | 30,000円 |
|                    | 汚物等          | 1件につき               | 5,000円  | 30,000円 |
|                    | 小動物<br>(犬猫等) | 1件につき<br>10kgまで     | 3,000円  | 18,000円 |
|                    |              | 10kgを超え<br>5kg増すごとに | 1,000円  | 2,000円  |
| 待合棟                | 全館           | 1時間につき              | 2,000円  | 4,000円  |

### 火葬場の使用

住民課で埋火葬許可証および斎場使用許可証をお渡しします。

### 犬や猫が死んだとき

飼犬や飼猫が死んだときは、役場で手続きをすれば有料で火葬します。

道路などで死んでいる飼い主の分からない犬や猫は、環境政策課までご連絡ください。

## 広陵町営石塚霊園

[問 環境政策課](#)

|            | 一般墓地                                                                                                                                                      | 合葬墓                                                                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地        | 広陵町大字三吉530番地1                                                                                                                                             |                                                                                                           |
| 施設         | 碑石等を建立するために区画された施設                                                                                                                                        | 焼骨を共同で埋蔵する施設<br>「お墓がない」「お墓を継ぐ人がいない」という方でも安心して利用可能<br>※一度埋蔵された焼骨は取り出す事はできません。                              |
| 区画の大きさ     | 間口1.8m×奥行1.8m                                                                                                                                             |                                                                                                           |
| 使用申込者の資格   | ・各号に定める要件のいずれかに該当し、祭祀主宰する方<br>①広陵町に住所を有する方。ただし1家系1区画とします。満18歳以上の方が同居している場合、長子(または承継者)を除き、近い将来本町において1家系を構成する方<br>②本町に本籍および土地または家屋を有し、将来本町に永住する意思がある方(町外の方) | ・各号に定める要件のいずれかに該当する方<br>①埋蔵する焼骨を所有されている町民の方<br>②死亡時に町民であった方の焼骨を所有されている方<br>③自らの焼骨の埋蔵を希望する70歳以上の町民の方(生前予約) |
| 使用料        | 97万円/区画(永代に区画を使用する代金)                                                                                                                                     | ①5万円/体 ②記名板2.5万円/枚(希望者のみ)                                                                                 |
| 管理料        | 5千円(霊園の清掃、樹木、通路、その他施設の補修などの維持管理費)                                                                                                                         | 不要                                                                                                        |
| 申込方法(必要書類) | 1 町内の方<br>①申込書 ②住民票謄本<br>2 町外の方<br>①申込書 ②戸籍謄本 ③住民票謄本<br>④固定資産評価証明書または登記事項証明書                                                                              | ①申込書 ②申込者の住民票の写し<br>③合葬者の死亡時の住所が分かる書類(生前予約者は不要)                                                           |
| その他        | 使用状況や空き状況を考慮して、随時募集しています。                                                                                                                                 | ①焼骨所有者の申し込みは随時受け付けています。<br>②申込みは随時受け付けています。また、生前予約の受け付けも行っています                                            |

(以下は広告スペースです)

愛されておかげ様で創業206年

# 墓石の

檀原市八木町3丁目3-31(畝傍高校南西角国道165号線沿)  
☎ 0120-522-749  
TEL.0744-22-2802(代)  
FAX.0744-25-6785(代)



## すべての暮らしの基は先祖供養から始まる。

- ・めでたい寿陵(生前)墓
- ・町営墓園の墓石建立
- ・お墓のリフォーム
- ・彫刻・納骨・移設・防草
- ・お墓じまい・合祀墓
- ・永代供養墓
- ・奈良中央墓園の募集
- ・健康食品の万田酵素

# 打谷石材

## 産業・就業

### 一般社団法人広陵町産業総合振興機構 通称:「なりわい」

問 広陵町産業総合振興機構 ☎0745-51-0567

なりわいは、令和2年3月に設立した、「町まるごと商品化」をキーワードに、地域商社として町内の特産品や農産物等を地域内外に販売する取組を通じて、地域経済の活性化を行っている町の外郭団体です。現在は、ふるさと納税関連業務や広陵くつした博物館の運営、イベント開催等を通じて、町の知名度向上に寄与しています。

#### ●場所

広陵町笠168内1階 ふるさと会館グリーンパレス



### 広陵高田ビジネスサポートセンター 「KoCo-Biz」(ココビズ)

問 広陵高田ビジネスサポートセンター ☎0745-51-0770

KoCo-Bizは令和2年12月に広陵町、大和高田市が共同で設立したビジネスサポートセンターです。奈良県発となる『Bizモデル』のビジネスサポートセンターであり、事業者や起業家の皆様が抱える課題を「お金をかけない」方法で解決するため、「無料」で「何度」でも相談いただけます。

売上をUPさせたい！お客様を増やしたい！起業したい！という方は、気軽にご相談いただけます。

#### ●場所

広陵町笠168 ふるさと会館グリーンパレス内及び大和高田市役所内※

※週によって相談場所が変更されます。詳しくはお問い合わせください。



### (公社)広陵町シルバー人材センター

問 シルバー人材センター ☎55-8265 FAX54-2107  
ホームページ <https://www.sjc.ne.jp/koryosc/>

#### ●業務内容

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の就業システムです。各家庭の樹木剪定や草引き、草刈り、襖、障子、網戸の張替えなど幅広く仕事を承っています。

#### ●会員

おおむね60歳以上の健康な方たちに「生きがいと社会参加、健康と働く喜び」を提供し、地域社会に貢献すべく取り組んでいます。ぜひ会員登録をして活動してください。

